

# 麻生区区制40周年記念「冠」事業の募集要項

## 1 主旨

麻生区は、昭和57年7月1日に誕生し、令和4年度に区制40周年を迎えます。これを契機として、みどりと都市が調和し、伝統と未来が融合する麻生区の魅力を再発見し、誇りと愛着を高め、区民がともに未来を見据えたまちづくりを考えることを目的に、区が主催するものだけでなく、民間、各種団体が主催するイベントや大会などを通じて記念すべき年を大いに盛り上げていただけるような事業を「麻生区区制40周年記念」の冠事業として募集します。

承認された事業は、「麻生区区制40周年記念」の「冠称」及び「麻生区区制40周年記念ロゴ」を使用することができ、広報等について区の支援が受けられます。

## 2 対象事業

冠事業は、次のいずれかにも該当するものとします。

- (1) 区民の参加または公開されるもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に区内で実施され、記念事業の趣旨にふさわしい事業であること。
- (2) 実施団体は、国及び地方公共団体、公共的活動を目的として結成された団体、地域福祉・振興等に寄与する区内に在住、在学又は在勤の方のグループであること。
- (3) 実施団体が主体となって実施するもので、実施費用は実施団体が負担すること。
- (4) 事故防止及び救護体制について十分な設備及び措置が講じられていること。
- (5) ただし、次の事業は対象としません。
  - ア 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められる事業
  - イ 特定の個人、政治、思想、宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められる事業
  - ウ 麻生区の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められる事業
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係を有している者が関係している事業
  - オ その他実行委員会が特に不相当であると認めた事業

## 3 広報

承認された事業は、区ホームページ等による広報を予定しています。

## 4 申請期間

令和3年12月1日（水）～令和5年2月28日（火）

※区ホームページに掲載を希望する場合は、希望日の1ヵ月前までに申請してください。

## 5 申請方法

麻生区区制40周年記念「冠称」使用等承認申請書に必要な書類等を添えて、郵送・ファクス・メール、または直接提出してください。

## 6 承認及び承認の取消し

事業の内容を審査し、申請者に結果を通知します。

使用希望があった場合は、「麻生区区制40周年記念ロゴ」のデータを提供します。

承認した事業が、対象事業の条件に反することや、申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、承認を取り消す場合があります。承認を受けた事業が、変更または中止する場合は、速やかに御連絡ください。

## 7 申請・問い合わせ先

麻生区役所地域振興課（庁舎3階）〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1  
電話：044(965)5113 ファクス：044(965)5201 Eメール：73tisin@city.kawasaki.jp

麻生区役所生涯学習支援課（市民館3階）〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-5-2  
電話：044(951)1300 ファクス：044(951)1650 Eメール：88asaosi@city.kawasaki.jp